

在留資格変更許可申請

二口行政書士事務所

2024/10/1

申請手続の種類	弊所手数基本手数料 (税抜き)	在留資格
在留資格変更許可申請	120,000円	高度専門職、法律会計業務、 医療、研究、教育、 技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、介護、興行、技能、 文化活動、留学、研修
出入国在留管理庁手数料	4,000円	許可時に納付
基本手数料に含まれるサービス内容		
<ul style="list-style-type: none">・申請手続きに関するご相談・申請書類一式作成・申請理由書の作成・入管審査官からの質問状・事実説明要求に対する対応・追加資料の提出・出入国在留管理局への申請代行		
備考		
<ol style="list-style-type: none">1) 基本手数料に、別途、消費税がかかります。2) 必要書類の取得費用（印紙代など）は、実費をご請求させていただきます。3) 提出書類に翻訳が必要な場合、翻訳料が発生致します。4) 案件の難易度により、追加料金が発生する場合がございます。 追加料金が発生する場合には、事前にお知らせ致します。5) 弊所手数料は、ご依頼時に半額を着手金として、申請後に残額をご請求させていただきます。 着手後、着手金につきましては、理由の如何を問わず返金できません。ご了承ください。		